

入札の心得（蕪崎市）

（目的）

第1条 一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札（以下「競争入札」という。）その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、蕪崎市財務規則（平成28年3月規則第18号。以下「財務規則」という。）及び蕪崎市建設工事執行規則（昭和46年11月規則第10号。以下「執行規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書等及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札日の定刻時に参加がない場合は、棄権とみなす。
- 3 入札会場内では、社名、氏名を記載した名札を着用しなければならない。
- 4 入札書は、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、かつ所定の箇所に押印し、提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を別記様式により作成し持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札書は、封筒に入れずに提出するものとする。なお、公共工事における入札内訳書が必要な入札の場合には、入札書と一緒に工事費内訳書を提出しなければならない。
- 8 入札参加者は、令167条の4の規定に該当するものを入札代理人とすることができない。
- 9 入札参加者以外の入札会場への立入は、別に定めるものを除き、禁止する。

（入札の辞退）

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札の執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日前日までに到達するものに限る。）して行う。

- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うか口頭申出で行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
 - (9) 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
 - (10) 工事費内訳書の未提出又は工事費内訳書に記載されている積算価格と入札書の金額が一致していない入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第8条 開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。なお、再度入札は1回までとし、初度入札とあわせて2回を限度とする。

2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札には参加できない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者は、くじを辞退することができない。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りではない。

2 落札者は、第1項の規定により契約保証金を納付する場合には、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該指定金融機関等が交付する領収証の写しを契約担当者に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項の規定により契約保証金に代わる担保提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等(出

資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関又は公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第 11 条 契約書は、入札結果の公表後から 5 日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（異議申立）

第 12 条 入札した者は入札後に、当該心得、設計図書、仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。